

## 令和6年度の広島県最低賃金の審議がスタートしました。

令和6年6月28日(金)に開催された、第553回広島地方最低賃金審議会において、  
釜石英雄<sup>かまいしひでお</sup>広島労働局長から岡田行正<sup>おかだゆきまさ</sup>広島地方最低賃金審議会会長に諮問文が手交され、本年度の広島県最低賃金の改正審議がスタートしました。

広島県最低賃金は、現行の時間額が970円となっており、今後、中央最低賃金審議会から答申される地域別最低賃金額改定の目安を参考にしつつ、広島県における「生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮しながら、8月にかけて審議され、出された答申に基づき改定額を決定する予定です。

なお、本年度の広島県最低賃金改定額の発効は10月1日を目標としています。

また、広島県特定(産業別)最低賃金に関する審議については、9月から10月にかけて行われる予定です。

釜石局長から諮問文を受け取る岡田会長





広労発基 0628 第1号  
令和6年6月28日

広島地方最低賃金審議会  
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長  
釜石 英雄

広島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。